

品川区要医療障害児保育料助成金交付要綱

制定 平成 27 年 7 月 31 日 区長決定 要綱第 473 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、医療的ケアが必要な障害児の保護者が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項に規定する保育所ならびに同条第 2 項に規定する認定こども園および家庭的保育事業等（以下これらを「品川区認可保育所等」という。）以外の保育施設を利用する保育料の一部を助成することにより、当該保護者の保育料の負担を軽減し、子育てをしながらの就労を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 医療的ケアが可能な人材と設備を備え、医療的ケアを行う施設をいう。
- (2) 保育施設保育料 保育施設を利用する場合の月額保育料をいう。
- (3) 医療的ケア 痰吸引、経管栄養、腸ろうおよび導尿をいう。
- (4) 児童 月の初日において保育施設に在籍し、月極め契約により保育を受ける 0 歳から 5 歳まで（年齢は当該年度初日の前日における満年齢とする。）の児童（品川区内に住民登録を置きかつ在住する者に限る。）をいう。
- (5) 保護者 児童と同一の世帯に属し、保育施設保育料を納入する義務を負っている者をいう。
- (6) 重症心身障害者 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態の子どもをいう。
- (7) 特別支援保育利用調整会議 品川区保育園特別支援保育実施要綱（平成 10 年 2 月 1 日要綱第 10 号）に基づき開催される会議をいう。

(助成の対象者)

第 3 条 助成の対象者は、特別支援保育利用調整会議において、医療的ケアが必要なことを理由に品川区認可保育所等を利用不可となった児童が現に利用している保育施設の保育料を支払っている保護者とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、助成対象者の区分に応じ、別表第 1 に定めるところによる。ただし、助成金の額が保育施設に支払っている保育料を超える場合は、当該支払っている保育料の額とする。

(助成金の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする保護者は、区長に対して、審査に必要な書類および要医療障害児保育料助成金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）および児童の属する世帯の当該年度における課税状況を証明する書類を交付を受けようとする年度の 3 月 10 日までに（この日が土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日とする。）提出するものとする。

(審査等)

第 6 条 区長は、前条の規定により申請を行った保護者（以下「申請者」という。）に対し、その他審査に必要な書類の提出を求めることができる。

2 所得の申告等が行われていないため、世帯の課税額が判明しない場合は、助成を行わない。ただし、所得等の申告の義務がない者について、別の方法により課税額が確認できる場合は、この限りではない。

(助成金の交付の決定)

第7条 区長は、助成金の交付の申請があったときは、申請書および関係書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、要医療障害児保育料助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認められないときは、要医療障害児保育料助成金交付非該当通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

3 助成金の交付は、口座振替により行うものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者は、区長に対して、要医療障害児保育料助成金請求書（第2号様式。以下「請求書」という。）および審査に必要な書類を提出するものとする。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還)

第9条 区長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部またはその一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付申請を行ったとき。

(2) 助成対象の要件を欠いた場合

2 区長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から適用する。

助成金額表（月額）

① 重症心身障害者に該当する場合の補助

所得階層	助成金額
区市町村民税非課税世帯	月額 55,000 円
区市町村民税が均等割のみの世帯	月額 55,000 円
区市町村民税の所得割が年間 60 万円未満の世帯	月額 35,000 円
区市町村民税の所得割が年間 60 万円以上 95 万円未満の世帯	月額 15,000 円
区市町村民税の所得割が年間 95 万円以上の世帯	助成なし

② 重症心身障害者以外に該当する場合の補助

所得階層	助成金額
区市町村民税非課税世帯	月額 45,000 円
区市町村民税が均等割のみの世帯	月額 45,000 円
区市町村民税の所得割が年間 60 万円未満の世帯	月額 30,000 円
区市町村民税の所得割が年間 60 万円以上 95 万円未満の世帯	月額 10,000 円
区市町村民税の所得割が年間 95 万円以上の世帯	助成なし

注1.「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、地方税法第 323 条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

注 2. 区市町村民非課税世帯とは、区市町村民税のうち、所得割および均等割いずれも課税されていない世帯または生活保護受給世帯をいう。

注 3. 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。）であって、寡婦控除（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 81 条の寡婦控除または地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 3 項の寡婦控除をいう。以下同じ。）に該当せずに、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条の児童扶養手当を受給している世帯の階層区分の認定については、申し出により、当該配偶者のない者で現に児童を扶養しているものを寡婦または寡夫であるとみなして算定した課税額により行うものとする。

要医療障害児保育料助成金交付申請書

品川区長あて

品川区要医療障害児保育料助成金交付要綱第5条の規定に基づき、要医療障害児保育料助成金の交付について申請します。以下の申請内容に変更があった場合は、再度申請します。

なお、助成金の受給資格に係る審査に際して、次の事項に同意します。

- (1) 私、配偶者その他児童と生計を一にする扶養義務者の所得額、特別区民税等の課税資料および資格の有無を品川区が公簿等で確認すること。
- (2) 保育施設保育料の支払いに関することを品川区が保育施設に確認すること。

● 助成対象児童（助成対象児童ごとに申請してください。）

氏名（フリガナ）	生年月日・年齢	施設名
()	年 月 日生 年4月1日現在（ 歳児）	施設名 (入所年月日： 年 月 日)

● 申請者（保護者・口座名義人）

氏名（フリガナ）	印	住所・電話番号		年1月1日		
()	印	住所 電話 ()	品川	区内 区外	在住	
金融機関		支店	種別	口座番号		
申請者以外の 保護者 (有・無)	続柄	氏名（フリガナ）	住所		年1月1日	
	父・母	()			品川	区内 区外 在住
婚姻歴がなく、児童扶養手当を受給している はい / いいえ						

要医療障害児保育料助成金請求書


品川区長あて

品川区要医療障害児保育料助成金交付要綱第8条の規定の交付決定に基づき助成金を請求します。

助成金請求額 円
(内訳)

4月分	5月分	6月分	7月分	合計 ¥ —
8月分	9月分	10月分	11月分	
12月分	1月分	2月分	3月分	

● 請求者

氏名（フリガナ） ()	印 	住所			
金融機関	支店	種別	口座番号		

● 助成対象児童

氏名（フリガナ） ()	生年月日・年齢 年 月 日生 年4月1日現在（ 歳児）	施設名 施設名 (入所年月日： 年 月 日)
-----------------	-----------------------------------	------------------------------

年 月 日

様

品川区長 印

要医療障害児保育料助成金交付決定通知書

年度要医療障害児保育料助成金について、下記のとおり交付することと決定したので、品川区要医療障害児保育料助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

1 対象児童名 _____

2 交付決定金額 ¥ _____

(内訳)

4月分	5月分	6月分	7月分	合計 ¥ _____
8月分	9月分	10月分	11月分	
12月分	1月分	2月分	3月分	

3 補助金振込指定口座

銀行名			
支店名			
口座種別		口座番号	
口座名義			

年 月 日

様

品川区長 印

要医療障害児保育料助成金交付非該当通知書

先に申請のありました 年度要医療障害児保育料助成金の交付について審査した結果、品川区要医療障害児保育料助成金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、助成金の交付対象となりませんでしたので通知します。

- 1 対象児童名
- 2 非該当理由